

地方独立行政法人

大阪市立工業研究所

平成 21 年度年度計画

～ 目 次 ～

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標 を達成するために取るべき事項	1
1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進	1
(1) 産業界の技術開発動向や企業ニーズの的確な把握	1
(2) 独創的で先進的な研究開発の推進	2
(3) プロジェクト研究の推進	3
(4) 大学・研究機関、企業等との連携強化及び企業間連携の促進	3
2 独自開発の研究成果の活用による技術支援サービスの強化	4
(1) 技術相談サービスの充実	4
(2) 依頼試験分析等の利便性の向上	4
(3) 受託研究の高度化	4
(4) 企業における技術者養成の充実	5
3 研究成果等の普及推進及び知的財産の活用	5
(1) 研究成果等の広報	5
(2) 特許の出願並びに開発技術の積極的な活用	5
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき 措置	6
1 経営企画や業務調整の機能強化	6
2 柔軟な研究体制及び多様な雇用形態の導入	6
3 組織及び職員の能力向上に向けた取り組み	6
(1) 適正な評価制度の確立及び研究員の意欲の喚起	6
(2) 外部機関への研修派遣等による人材育成	6
4 管理業務の効率化と情報化の推進	6
(1) 民間への業務委託等による管理業務の効率化	6
(2) 情報システムの導入による事務処理の迅速化	6
第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画、資金計画	6
第4 短期借入金の限度額	7
1 短期借入金の限度額	7
2 想定される理由	7
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	7

第6 剰余金の使途	7
第7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	7
1 施設及び設備の活用及び整備	7
2 安全衛生管理対策	7
3 環境に配慮した取り組みの推進	7
4 情報公開の推進及び個人情報の保護	7
5 法令等の順守	8
(別紙) 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画、資金計画	9

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条の規定に基づき、大阪市長から認可を受けた平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 5 年間における地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「市工研」という。）の中期計画を達成するための平成 21 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進

(1) 産業界の技術開発動向や企業ニーズの的確な把握

ア 情報収集の強化

(ア) 技術相談を通じた研究開発ニーズの把握

研究員による企業、業界団体等への出張技術相談等を 70 件以上実施し、市工研の技術支援メニューの紹介等を行うとともに、産業界の技術動向や企業の技術課題に関する情報収集を行う。

(イ) 業界団体等が主催する研究会等における情報収集

業界団体等が主催する研究会等に研究員を参加させる。研究発表による情報発信を行うとともに、産業界の技術動向や企業の技術課題に関する情報収集を行う。

(ウ) 学協会活動を通じた情報収集

研究発表、聴講、学協会の運営及び事業企画等への参画等の学協会活動に 1 研究員換算で年間平均 1 件以上参加させ、潜在的な産業界のニーズや最新の研究動向に関する情報収集を行う。

イ 企業とのネットワークづくりと積極的な情報収集を行う体制の整備

(ア) 自主企画研究会の設置

自主企画研究会を 1 以上設置し、企業ニーズに的確に対応した研究開発の推進につなげる。

(イ) 企画・研究支援室による企業支援・研究活動の強化

企画・研究支援室において、産学官連携を目指した外部資金事業の応募に関する内部説明会の実施や、プロジェクト研究立ち上げのサポート、研究成果普及のためのセミナー・講演会の開催、各種事業の企画等を行い、研究員の企業支援・研究活動を支援するとともに市工研の知名度向上を図るための取り組みを進める。

また、研究や技術開発に係る調査を行い、企業支援・研究活動の強化を図る。

(2) 独創的で先進的な研究開発の推進

市工研の人材や研究開発力などのポテンシャルを最大限に活用して、国際的な視野に立った独創的で先進的な研究開発を組織的かつ計画的に進める。

なお、目標として、論文発表、学会発表などの研究発表を1研究員換算で、年間平均3件以上行うとともに、外部研究資金を延べ4件以上獲得する。

ア 研究分野

市工研が先導的な研究開発を推進する分野として、地域産業界に貢献し得る以下の5分野の研究開発を実施する。

(ア)有機材料分野

(イ)生物・生活材料分野

(ウ)電子材料分野

(エ)加工技術分野

(オ)環境技術分野

イ 研究テーマ

5 研究分野に関して、産業界の技術動向と企業ニーズに基づき課題解決のための技術開発が現在求められているテーマ又は将来技術として期待されている先進的なテーマについて、研究開発を組織的、計画的に進める。

(ア)有機材料分野

A 機能性高分子材料、有機機能性材料の開発 16 テーマ

B 環境保全、循環型社会に対応した化成品ならびにその中間体の製造プロセスの開発 5 テーマ

C 環境に配慮した機能性界面活性剤の開発 3 テーマ

(イ)生物・生活材料分野

A 生体触媒を用いた機能性食品素材や化粧品素材の開発 4 テーマ

B 生物資源の有用利用技術の開発 6 テーマ

C バイオ素材に由来した高機能性界面活性剤および分子認識素子の開発 5 テーマ

D 環境に配慮した繊維加工技術の開発 2 テーマ

(ウ)電子材料分野

- A エネルギー変換材料の開発とエネルギー・エレクトロニクス関連技術の開発 6テーマ
- B 部品内蔵電子回路基板用エレクトロニクス実装技術の確立 3テーマ
- C 電子デバイスならびに高機能膜のための新規機能材料の開発 8テーマ

(エ)加工技術分野

- A 複合化技術による新素材開発プロセスの確立 6テーマ
- B 相構造制御・組織構造制御技術による新素材開発プロセスの確立 6テーマ
- C 省資源・省エネルギー・低環境負荷のユニバーサルプロセスの確立 9テーマ

(オ)環境技術分野

- A 高度環境浄化・リサイクル技術の開発 3テーマ
- B 高機能環境材料・炭素材料の開発 8テーマ
- C 高精度環境計測・制御・評価技術の開発 3テーマ

(3) プロジェクト研究の推進

新産業の創出を促す技術革新につながる重点研究分野の課題に取り組むため、国の科学技術基本計画において重点化されている下記の4分野についてプロジェクト研究班を設置し、産学官連携の枠組みを通じて、プロジェクト研究成果の速やかな技術移転による企業支援を目指す。

- ア ナノテクノロジー関連
- イ 環境・エネルギー関連
- ウ 高機能性材料関連
- エ バイオテクノロジー関連

(4) 大学・研究機関、企業との連携強化及び企業間連携の促進

新事業の創出、新規事業分野への展開等につながる企業支援、企業間連携を促進するため、以下の取り組みを行う。

- ア 大学の共同研究員制度を活用した共同研究の実施
- イ 国立共同研究機構の施設を活用した共同研究の実施
- ウ 大阪産業創造館における研究成果の普及、活用に向けたセミナー等を2件以上開催
- エ 大阪産業創造館の事業との連携による研究成果の事業化支援を1件以上実施
- オ 受託研究企業と異分野企業との連携促進

2 独自開発の研究成果の活用による技術支援サービスの強化

市工研独自の研究成果や技術ノウハウを活用して、中小企業等に対する技術支援サービスの強化を図るため、以下の取り組みを行う。

なお、依頼試験分析、受託研究業務にかかる研究員1人あたりの収入額及び特許の共同出願件数については、前年度比1%の増を目標とする。

(1) 技術相談サービスの充実

ア 来所又は電話による無料技術相談に加え、市内企業に対する初動の出張技術相談を無料で実施する。また、技術相談窓口に専門知識を有する研究員を配置する。

イ Eメール又はファックスによる技術相談を実施する。

ウ 研究計画、製造プロセス改良計画等の作成支援などのコンサルティング業務を実施する。

(2) 依頼試験分析等の利便性の向上

ア Eメール、ファックス、郵便等での事前予約による依頼手続の迅速化を図る。

イ 手数料等の銀行振込を実施し、利用者の利便性の向上を図る。

ウ 試験分析機器の半日単位の利用制度を実施する。

エ 試験分析機器の利用提供範囲の拡大を図る。

オ 試験分析機器の利用促進に向けた、ライセンス制度等について検討を行う。

(3) 受託研究の高度化

ア 産学官連携型受託研究の実施

大学や他の研究機関と市工研との共同研究の成果をもとに、企業の参画を促し、市工研の技術ノウハウを活用する産学官連携型受託研究を1件以上実施する。産学官連携を通じての受託研究の高度化を図り、企業での効果的・効率的な実用化・製品化研究を推進する。

イ フォローアップ業務の実施

受託研究の成果を基に、企業における実用化・製品化を実現するために、研究委託先企業の生産現場への研究員の派遣や、製品開発チームへの参画などのフォローアップを5件以上実施する。

また、共同出願した特許の審査請求時の対応等でフォローアップを実施する。

(4) 企業における技術者養成の充実

- ア 市工研を主な研修場所とするレディメード型の技術者養成事業についての検討を行う。
- イ 研究員の派遣によるオーダーメード型の技術者養成支援の実施
 - (ア) 企業の社内技術者養成プログラムの企画支援メニューについて検討を行う。
 - (イ) 研究員の講師派遣について 40 件以上実施する。
 - (ウ) 業界団体・技術研究団体等との包括的な技術協力協定に基づく中長期的な技術者養成を 1 件以上実施する。
- ウ 国際貢献につながる国際協力機構（JICA）等の機関が行う研修事業の受託、海外研究者の受入れ等の実施

3 研究成果等の普及推進及び知的財産の活用

市工研の研究成果や知見について、効果的な普及広報活動を行うとともに、研究成果の特許出願とその積極的な活用に努める。

なお、1 研究員あたり年間平均 3 件以上の研究論文等の発表、学協会等での発表等を行うほか、特許の共同出願件数については、前年度比 1%増を目標とする。

(1) 研究成果等の広報

- ア 国内外の学協会への参加及び研究成果発表の推進
- イ 国内外の学会誌などへの研究論文・総解説等の投稿及び専門技術書籍の執筆活動
- ウ 自主企画研究会における最新の研究状況の企業への情報提供
- エ 研究成果の発表会・セミナー等の開催
- オ 大阪府立産業技術総合研究所等と連携したセミナーの開催
- カ 特許共同出願企業と連携した保有特許フェアをはじめとする大阪産業創造館と連携したセミナーの開催
- キ ホームページの活用や刊行物の発行

(2) 特許の出願並びに開発技術の積極的な活用

- ア 受託研究による研究成果の積極的な特許出願及び実施
- イ 特許出願した研究成果の迅速な実用化・製品化の技術支援、出願特許の審査請求時の対応等のフォローアップ業務の実施
- ウ 共同出願企業と連携した特許フェアの開催
- エ 企業との共有特許等をもとに、新たな企業参加による研究開発を行う大阪市と連携した課題解決型ものづくり推進事業の実施

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営企画や業務調整の機能強化

外部委員で構成した経営戦略会議から意見聴取し、法人内外の環境変化に対応した迅速かつ的確な経営判断を行う。

また、運営協議会及び下部組織としての業務委員会を活用して、法人の円滑な業務運営を行う。

2 柔軟な研究体制及び多様な雇用形態の導入

緊急性、重要性の高い研究課題を迅速に推進できるよう、柔軟な組織編成を行うとともに、研究員の流動的な配置を図る。

ア 任期付研究員等の雇用制度の導入

イ プロジェクト研究班を4班以上設置

3 組織及び職員の能力向上に向けた取り組み

(1) 適正な評価制度の確立及び研究員の意欲の喚起

研究員の意欲と能力の向上を図ることができるよう、評価制度の改善を進める。評価項目としては、研究開発に関わる業務や技術相談・依頼試験分析・受託研究等の企業支援に関わる業務、組織運営に関する業務等とする。

(2) 外部機関への研修派遣等による人材育成

研究員の能力向上に向けて、国内大学の社会人博士課程への入学や海外の大学・研究機関への留学など、外部機関への研修派遣等による人材育成の制度を整備する。また、研究開発業務や技術支援業務に係る研究員の資質向上のための研修を実施する。

4 管理業務の効率化と情報化の推進

(1) 民間への業務委託等による管理業務の効率化

業務運営の効率化や経費削減を図るために、給与計算業務や施設保守点検業務の民間委託化を実施する。

(2) 情報システムの導入による事務処理の迅速化

財務会計・人事給与事務及び試薬管理業務への業務ソフト導入による事務・業務処理の迅速化を図る。

第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画、資金計画

別紙

第4 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

4億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、研究開発及びその研究成果の普及、活用並びに企業支援の質の向上と組織運営の改善に充てる。

第7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備の活用及び整備

機器の移設等により施設の有効活用を図るとともに、高度化、多様化する利用者のニーズに的確に応える。

また、老朽化対策として計画的に施設改修を実施するなど、中長期的観点に立った施設及び設備の整備に努める。

2 安全衛生管理対策

安全衛生委員会を軸とした管理体制を確立し、試薬管理システムの導入による危険物の適正管理や健康診断の実施等による職員の健康確保に努める。また、研究環境の改善を進める。

3 環境に配慮した取り組みの推進

排水・廃棄物処理について、法基準に基づく適正処理を行うほか、エコオフィス、クールビズなど省エネルギーの推進に努める。

4 情報公開の推進及び個人情報の保護

地方独立行政法人法に基づいて法人の業務の内容を公表するなど、組織及び運営の状況を市民に明らかにするように努めるとともに、個人情報については適正に取り扱う。

5 法令等の順守

法令や社会規範、法人規程を順守し、誠実に業務を遂行する。

そのために、職員に対するコンプライアンス等の研修や安全衛生等に関する研修を実施する。

(別紙)

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画、資金計画

1 予算

平成 21 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	1,449
運営費交付金	1,109
自己収入	340
事業収入	226
外部資金研究費等	100
その他収入	14
支出	1,449
業務費	1,315
試験研究経費	156
外部資金研究経費等	100
役職員人件費	1,017
施設改修費	42
一般管理費	134

[人件費の見積り]

期間中総額、1,017 百万円支出する。

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2 収支計画

平成 21 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	1,431
業務費	1,174
試験研究経費	117
外部資金試験研究経費	40
役職員人件費	1,017
一般管理費	133
減価償却費	124
収入の部	
經常収益	1,451
運営費交付金収益	1,067
事業収益	199
外部資金研究費等収益	40
その他収益	41
資産見返運営費交付金等戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	68
資産見返補助金等戻入	30
純利益	20
総利益	20

※純利益及び総利益については、試験研究機器等の購入に伴う減価償却に伴い発生する益の額である。

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 資金計画

平成 21 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,469
業務活動による支出	1,293
投資活動による支出	142
次年度への繰越金	34
資金収入	1,469
業務活動による収入	1,449
運営費交付金による収入	1,109
事業収入	199
外部資金研究費等による収入	100
その他の収入	41
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	20

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。